

大泉町ごみステーションの設置及び管理の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な環境の保全に寄与するとともに、ごみ（家庭の日常生活において生じた一般廃棄物をいう。以下同じ。）を安全かつ効率的に収集するため、ごみステーション（ごみの集積及び収集を行う場所をいう。以下同じ。）の設置及び管理の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置者)

第2条 ごみステーションの設置、変更及び廃止（以下「設置等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自治会その他の地域住民で形成された団体（以下「自治会等」という。）の代表者
- (2) マンション、アパート等の集合住宅の所有者又は管理者で、当該集合住宅の敷地内に当該集合住宅に入居している者専用のごみステーション（以下「専用ステーション」という。）を設けようとするもの

(設置基準)

第3条 ごみステーションを設置する場合は、次の基準によるものとする。

- (1) 1か所当たりのごみステーションの利用戸数は、次に掲げのごみステーションの区分に応じ、次に定める数を基準とすること。
 - ア 専用ステーション以外のごみステーション（以下「一般ステーション」という。） 20戸
 - イ 専用ステーション 6戸以上（周辺にある既存の一般ステーションを管理する自治会等と協議し、当該周辺にある既存の一般ステーションの使用について承諾を得た場合を除く。）
- (2) ごみステーションの設置場所は、次のいずれにも該当する場所とすること。
 - ア 収集車両が横付け、通り抜け又は転回を容易にすることができること。
 - イ 収集車両が通り抜けをすることができる道路に面していること。
 - ウ ごみステーションを設置しようとする土地の所有者又は管理者と事前に協議し、承諾を得ていること。
 - エ 専用ステーションの場合は、当該集合住宅が所在する自治会等の代表者と

協議し、承諾を得ていること。

オ 次条第1項の規定による届出のあったごみステーションの利用者が安全にごみの排出ができること。

カ 町がごみの収集作業を安全かつ効率的に行うことができること。

キ 道路交通法（昭和35年法律第105号）等の関係法令に違反することなくごみの収集ができること。

（設置等の届出）

第4条 ごみステーションの設置をしようとする者は、次の各号に掲げるごみステーションの区分に応じ、当該各号に定める者と事前に協議した上で、大泉町ごみステーション設置・変更・廃止届出書（別記様式）に必要書類を添えて、ごみの収集の開始を希望する日の7日前までに町長に提出するものとする。

- (1) 一般ステーション 近隣住民、町及び土地の所有者又は管理者
- (2) 専用ステーション 近隣住民、町、自治会等の代表者及び土地の所有者又は管理者

2 町長は、前項の届出があった場合には、ごみステーション管理台帳に登録するものとする。

3 前二項の規定は、ごみステーションの設置者がごみステーションの移設、収集品目の変更等又は利用の廃止をしようとする場合について準用する。この場合において、第1項中「ごみステーションの設置をしようとする者」とあるのは「ごみステーションの設置者」と、「ごみの収集の開始」とあるのは「ごみステーションの移設、収集品目の変更等又は利用の廃止」と読み替えるものとする。

（維持管理）

第5条 ごみステーションは、当該ごみステーションの利用者及び設置者が相互に協力し、維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、次に掲げる事項を遵守し、行うものとする。

- (1) 一般ステーションについては、これを設置した自治会等が当該一般ステーションの利用者と協力して適切に管理し、一般ステーション及び周辺環境美化に努めること。
- (2) 専用ステーションについては、その設置者が当該専用ステーションの利用者と協力して適切に管理するとともに、当該専用ステーションの利用者に対し

てごみの適切な排出方法について周知及び指導をすること。

- (3) ごみステーションの設置者は、当該ごみステーションの利用者がごみの排出を適正に行わない場合には、町及び集合住宅の所有者又は管理者と協力し、適切な措置を講ずること。
- (4) ごみステーションの設置者は、必要に応じて当該ごみステーションにごみを保管し、及び管理するためのネット又は工作物を設置し、ごみの飛散防止に努めること。この場合において、工作物を設置する場合には、ごみを容易に取り出せるようにする等、ごみの収集作業の妨げとならないような措置を講ずること。
- (5) ごみステーションの利用者は、自ら維持管理するごみステーション以外にごみを排出しないこと。

3 町長は、ごみの収集等に支障が生じるおそれがあると認めるときは、ごみステーションの管理に関し、ごみステーションの設置者及び利用者に必要な指導及び助言を行うことができる。

(利用者への周知)

第6条 ごみステーションの設置者は、ごみステーションの設置等に当たり、当該ごみステーションの利用者に対して設置場所、収集品目等を周知するとともに、当該ごみステーションの近隣に居住する住民の生活環境に配慮するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設置されているごみステーションについては、この要綱の規定に基づき設置及び維持管理が行われているごみステーションとみなす。